

北海道告示第10078号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第4号に掲げるめぬけ固定式刺し網漁業(太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年1月27日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
めぬけ固定式刺し網漁業	釧路海域	十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、厚岸郡と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から181度40分の線及び同線上の距岸7,000メートルの点から162度30分の線以西の海域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	10隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和5年2月3日から同年3月2日まで	(1)	1. 許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
同上	日高海域	日海共第42号共同漁業権漁場区域	同上	29隻	同上	日高振興局管内に住所を有する者		(2)	3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する(総合)振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設する漁具の長さは、4,000メートル以内でなければならない。 (3) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4) さけ・ます及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ 甲幅9.5センチメートル未満のべにずわいがにの雄がに キ べにずわいがにの雌がに (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	太平洋西部海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の太平洋海域のうち、日高振興局管内沖合の共同漁業権漁場区域を除く海域	同上	4隻	同上	同上		(3)	
同上	日高海域	日海共第42号共同漁業権漁場区域	同上	11隻	同上	同上		(4)	
同上	太平洋西部海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の太平洋海域のうち、日高振興局管内沖合の共同漁業権漁場区域を除く海域	同上	15隻	同上	胆振総合振興局管内に住所を有する者		(5)	2 操業区域に日高海域を含む場合は、次の条件を加え、前項の(3)を(4)に、(4)を(5)に、(5)を(6)にそれぞれ読み替えるものとする。ただし、操業区域が日高海域のみの場合は、次の条件の「日高海域において」の部分削除するものとする。 (3) 日高海域において使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが6.25センチメートル以上で、掛目は40掛目以内でなければならない。
同上	太平洋西部海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の太平洋海域のうち、日高振興局管内沖合の共同漁業権漁場区域を除く海域	同上	6隻	同上	渡島総合振興局管内に住所を有する者		(6)	3 操業区域に太平洋西部海域及び日高海域を含む場合は、第1項(2)の「4,000メートル」の前に「海域ごとに」を加えるものとする。